

元長薬発第 1016 号  
令和 2 年 1 月 20 日

地域薬剤師会長      様  
同   薬局部会長      様

長野県薬剤師会  
会長   日野   寛明

令和元年台風19号による被災者に係る一部負担金等の  
徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記令和元年台風19号による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて、日本薬剤師会より別添のとおり通知がありました。

令和元年台風19号による被災者に係る一部負担金等の支払い猶予期間が本年1月末まで延長する要請があったことについては、令和元年10月24日付 元長薬発第725号でお知らせしたところですが、今般、共済組合については、猶予期間を本年3月末まで延長するよう要請がされました。

つきましては、取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知下さいますよう、よろしくお願いいたします。

また、本件につきましては、本会ホームページ(トップページ>台風19 号災害情報)に掲載しております。

長野県薬剤師会

担当：保険医療課 中島・大塚・桐山

〒390-0802 松本市旭 2-10-15

TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075

E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

日 薬 業 発 第 390 号

令 和 2 年 1 月 20 日

都道府県薬剤師会担役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副会長 森 昌平

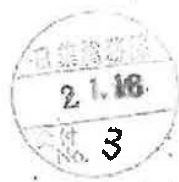
**令和元年台風 19 号による被災者に係る一部負担金等の  
徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）**

標記について、総務省自治行政局公務員部福利課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和元年台風 19 号による被災者に係る一部負担金等の支払い猶予期間が本年 1 月末までに延長する要請があったことについては、令和元年 10 月 23 日付け日薬業発第 237 号にてお知らせしたところですが、今般、共済組合については、猶予期間を本年 3 月末まで延長するよう要請がございました。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<抄>



事 務 連 絡  
令和 2 年 1 月 15 日

日本医師会  
日本歯科医師会  
日本薬剤師会

御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和元年台風 19 号による被災者に係る一部負担金等の  
徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。  
標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせします。  
貴会におかれましても、該当する県内の会員に対し、この旨周知いただくようお願いします。

（添付書類）

令和元年台風 19 号による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 月 15 日

全国市町村職員共済組合連合会 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和元年台風 19 号による被災者に係る一部負担金等の  
徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要綱）

標記の件について、別添のとおり各都道府県市町村担当課あて通知したので、参考ま  
でに通知します。

事 務 連 絡

令和 2 年 1 月 15 日

各都道府県市町村担当課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和元年台風 19 号による被災者に係る一部負担金等の  
徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和元年台風 19 号による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予については、令和元年 10 月 21 日付け事務連絡「令和元年台風 19 号による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について（要請）」において、令和元年台風 19 号による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 2 年 1 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予していただくよう要請したところです。

現在の令和元年台風 19 号による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 2 年 2 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うこととしますので、貴管内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し、ご指導方よろしくをお願いします。

#### 記

##### 1 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長

当面、令和 2 年 1 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和 2 年 3 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。